

## 社会的養護を必要とする子どものための 養育環境の充実に向けた支援について

児童虐待の相談対応件数の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、社会的養護の質・量ともに拡充が求められている。社会的養護を必要とする子どもが、心身ともに健やかに育つためには、社会全体で子どもを育む意識を醸成することや、里親や児童養護施設等職員による手厚く、きめ細かな支援が提供される必要がある。

地方公共団体は、家庭養育優先原則に基づき、里親の確保及び育成を進めるとともに、児童養護施設等の小規模化、地域分散化等の環境改善に努め、子どもの権利保障、支援スキルの向上や支援者の確保に取り組んでいるところである。

国においては、令和5年4月にこども家庭庁を設置し、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども大綱にライフステージを通じた重要事項の一つとして社会的養護の推進を位置付け、各種施策に取り組むこととしている。

一方で、全国的に里親制度等の認知が充分でないことにより、里親希望者の開拓に苦慮している。また、児童養護施設等の職員についても、宿直・夜勤、突発的な対応等の勤務条件や認可保育所等勤務との待遇面の格差から敬遠されるなど、社会的養護に係る人材の確保が困難となっている。

こうした中、子どもに寄り添う現場では、人材が少ないことに加え、支援経験の浅い職員の割合が高まり、一定の経験を積んだ職員に負担がかかることで、社会的養護に関わる人材育成に支障が生じている。

初任者等が早期に現場で活躍できることや一定の経験を有する職員が経験を踏まえ専門性を高められる人材育成の仕組みづくりが課題となっている。

また、令和元年10月に児童養護施設等の小規模なグループによるケア単位の定員が8人から6人に引き下げられたことで、既存施設において、本体施設の定員減少や施設整備等が必要となり、これらの対応には一定の期間を要するとともに、施設の経営へ与える影響が大きくなっている。

については、社会的養護を必要とする子どものための養育環境の充実に向けた支援について、次のとおり要望する。

- 1 社会全体で子どもを育む意識の醸成が図られるよう、社会的養護の重要性、里親制度等に関する普及啓発を国において積極的に行うとともに、地方公共団体における里親支援の充実を図るための財政措置を拡充すること。
- 2 里親及び児童養護施設等職員の実態に即した研修内容の充実を図るとともに、知識の習得や支援スキルの向上の機会を職員の労働環境に依らず十分に得られるような仕組みの構築を図ること。
- 3 児童養護施設等職員の処遇改善や小規模化等の推進に伴う財政措置として、施設整備費等に対する補助及び職員の宿舍借上制度の創設や処遇改善加算の見直し等の措置費における事務費を拡充するとともに、令和6年度までとされている小規模グループケア加算の経過措置期間を延長すること。

令和6年5月29日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）  
加藤 鮎子 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎